

5. 財政投融资特別会計

(1) 概要

財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定の3勘定に区分されています。

これらのうち、財政融資資金勘定及び投資勘定は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を行っています。特定国有財産整備勘定は、廃止された特定国有財産整備特別会計における未完了事業の経理を行っています。

具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 財政融資資金勘定は、財政融資資金の運用に関する経理を行っています。

財政融資資金は、財投債や特別会計の積立金等の国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与することを目的として設置されました。

なお、平成13年に、

- ・郵貯、年金の預託義務を廃止し、財投債により市場から能動的な資金調達を行うこととし、厳格な審査により真に必要な事業に貸し付けること
- ・市場原理との調和の観点から資産負債管理（ALM）の進展を図ること

などの抜本的な財政投融资改革が行われ、この際、昭和26年に設置された「資金運用部資金」の名称が現在の「財政融資資金」へと変更されました。

- ② 投資勘定は、昭和28年に設置された産業投資特別会計を前身としており、産業の開発、貿易の振興を目的とした投資に関する経理を行っています。

- ③ 特定国有財産整備勘定は、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が平成21年度末で廃止されたことに伴い、同年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられています。なお、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定です。

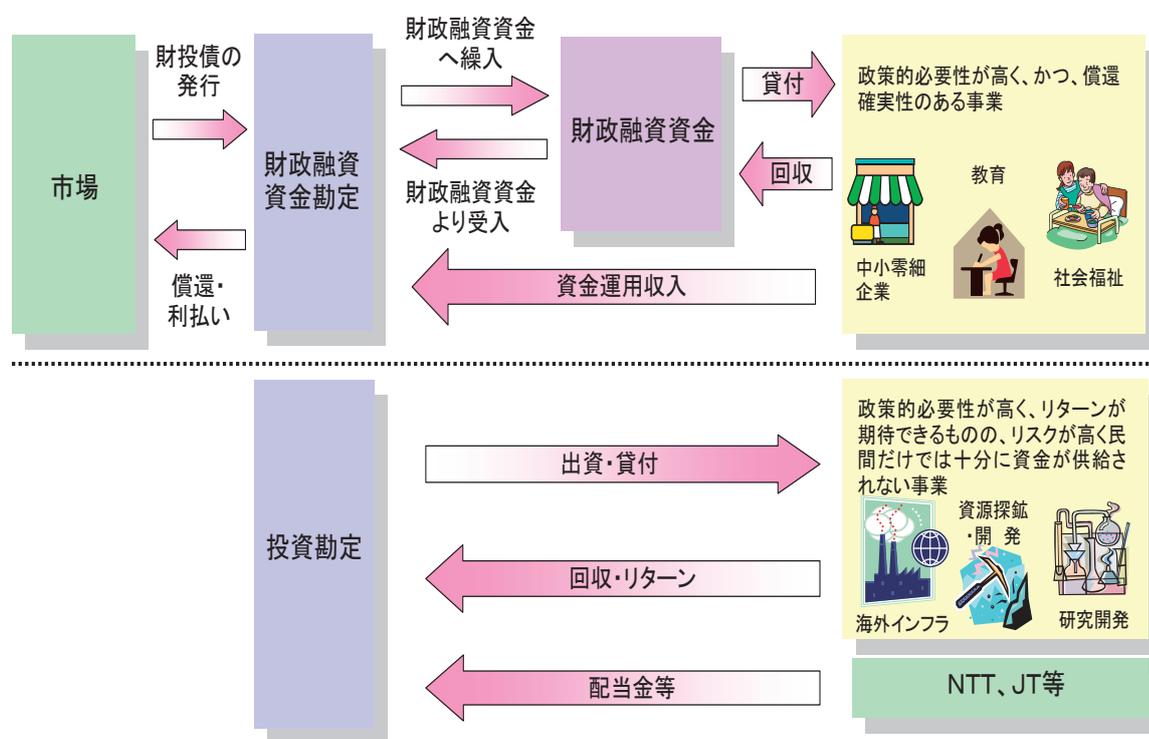
財政投融资特別会計（財政融資資金勘定・投資勘定）の仕組み

財政投融资とは、国の投融资活動であり、その資金供給方法は財政融資、産業投資などに分けられます。

財政融資とは、財投債（国債）の発行により調達された資金などによって構成されている財政融資資金を活用し、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対し、長期・固定・低利で行われる融資です。財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性のある事業となります。この財政融資資金の運用に関する経理を財政融資資金勘定で行っています。

産業投資とは、NTT株、JT株の配当金などを原資として行う、産業の開発及び貿易振興のための投資（主として出資）です。政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く、民間だけでは十分に資金が供給されない事業に対して、投資により資金を供給しています。この産業投資に関する経理を投資勘定で行っています。

財政投融资は中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や奨学金の貸与、インフラの海外展開支援など、様々な分野において活用され、我が国の国民生活や経済成長に貢献しています。



(2) 具体的な事業の内容

財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分され、これらのうち、財政融資資金勘定及び投資勘定は、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

① 財政融資資金勘定

当勘定では、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債の償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。

財政融資資金は、財投債などにより資金調達を行い、財投事業を行う機関に対する長期・固定・低利の貸付けを通じて、社会資本整備、事業者支援、インフラ海外展開支援、教育、社会福祉関係等様々な分野で経済社会に貢献しています。

（令和6年度の主な財政融資の内容）

令和6年度は、主に以下の取組に対して財政融資を措置。

- ・（株）日本政策金融公庫（国民一般向け・中小企業者向け）

賃上げや事業承継等に取り組む中小・小規模事業者への金融支援により経済社会の課題解決に向けた環境整備を促進。また、イノベーションを牽引するスタートアップの資金需要に的確に対応し、成長を後押し。コロナ禍を乗り越えたものの物価高の影響等により厳しい状況にある中小・小規模事業者に対し、資本性劣後ローンを含めた資金繰り支援を推進

- ・（株）日本政策金融公庫（農林水産業者向け）

農林水産業の生産性の向上を目的とした設備投資等の資金需要に的確に対応するため、長期かつ低利の資金で農林漁業者等を支援。令和6年度は、スマート農業促進資金（仮称）を新設することにより、スマート農業技術の普及による農業の生産性の向上を後押しするほか、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）において公庫資金の借換えを可能にし、農業者の前向きな経営改善の取組を支援

- ・（独）福祉医療機構

福祉医療サービスの基盤強化を図るため、保育所や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設及び病院や診療所等の医療関連施設の整備に必要な貸付規模及び財政融資資金を確保

- ・（独）国際協力機構

日本の高い技術・ノウハウを活用した質の高いインフラ輸出等の支援を行う「円借款」、G7 広島サミットで公表された気候変動対策推進・食料安全保障対応・金融包摂促進に資する取組等を支援する「海外投融资」により、開発途上国の社会経済の安定や、グローバル・サウス諸国との連携強化の促進等に貢献

- ・（株）国際協力銀行

株式会社国際協力銀行法改正（令和5年10月全面施行）による業務拡充を踏まえ、我が国産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクにつながる取組や地球環境保全を目的としたグリーン・トランジションを含むGXの取組を支援

- ・地方公共団体

住民生活に密着した社会資本整備や災害復旧等のニーズに対応するため、地方債計画に基づき、地方公共団体へ財政融資資金を供給

② 投資勘定

当勘定では、投資先からのリターンを再投資に回す仕組みの下、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有する NTT 株、JT 株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出を主な歳出としています。

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に民間資金の

呼び水・補完としてのエクイティ性資金等を供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

(令和6年度の主な産業投資の内容)

令和6年度は、主に以下の取組を支援。

・(株) 国際協力銀行

株式会社国際協力銀行法改正(令和5年10月全面施行)による業務拡充を踏まえ、我が国産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクにつながる取組や地球環境保全を目的としたグリーン・トランジションを含むGXの取組を支援

・(独) エネルギー・金属鉱物資源機構

経済安全保障やカーボンニュートラルへの円滑な移行の推進等の観点から、天然ガスや電化等で需要が拡大するレアメタル等金属鉱物資源の我が国への安定的な供給確保等に取り組む企業を支援

・(株) 日本政策投資銀行

特定投資業務において、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化やGX、スタートアップ等に資する企業の競争力強化や地域活性化の実現に向けた資本性資金を供給

・(株) 産業革新投資機構

経済成長とイノベーションの担い手であるスタートアップの創出・育成を加速するために十分な資金が供給される環境の整備を促進。また、我が国が競争力を持ちうる事業分野等において、民間のみでは対応が難しい中長期の成長投資や事業再編・業界再編に取り組む企業を支援

上記の財政融資と産業投資については、政府保証とともに、その予定額を財投機関ごとに取りまとめた財政投融资計画を、毎年の通常国会において、特別会計予算の添付資料として国会に提出しています。

(注) 財政投融资計画には、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(長期運用法)」(昭48法7)第5条に基づき、財政融資のうち期間5年以上のもの、産業投資のうち出資及び期間5年以上の貸付け、政府保証のうち期間5年以上のものを計上しています。

(参考) 特定国有財産整備勘定

当勘定では、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、当初整備費を借入金等で賄い、施設完成後、この事業の実施に伴い不用となった財産の処分により借入金等を償還しています。完成後の施設は、一般会計に無償で引き渡すこととされています。

特定国有財産整備特別会計が平成21年度末をもって廃止されたことに伴い、平成21年度までに策定されていた事業で未完了であった185事業について、経過的に当勘定にて経理を行っており、令和5年度末における未完了の事業は5事業となっています。

なお、平成22年度以降に新規で計画策定した事業については、一般会計にて経理を行っています。



財投特会の財務の健全性確保

○ 資産負債管理（ALM）

財政融資資金においては、資金の運用（貸付けなど）と調達（財投債など）の間の期間のミスマッチに起因する金利変動リスクが存在しています。このリスクを低減させるため、的確な資産負債管理（ALM）に努め、貸付金などの資産と財投債などの負債のキャッシュフローから生じるギャップ（差）の解消に取り組んでいます。

○ 積立金（金利変動準備金）

財政投融資改革後のALMによって、財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきましたが、貸付けの大半が均等償還型のキャッシュフローであるのに対し、財投債が限られた年限での満期一括償還型のキャッシュフローであることなどから、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。

そこで、財政投融資特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、利益が発生した場合には積立金（金利変動準備金）としてこれを積み立て、将来生じうる損失に備えることとしています。

(3) 特別会計の現状

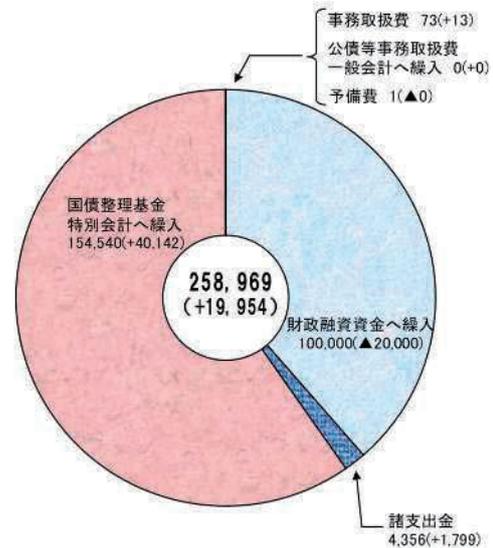
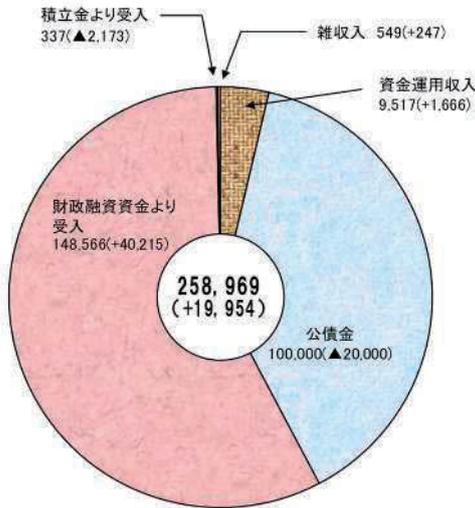
① 歳入歳出予算（令和6年度当初予算）

① 財政融資資金勘定

(単位：億円)

【 歳入 】

【 歳出 】

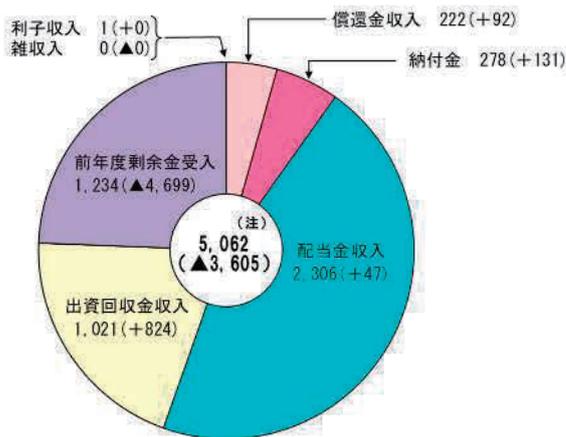


② 投資勘定

(単位：億円)

【 歳入 】

【 歳出 】

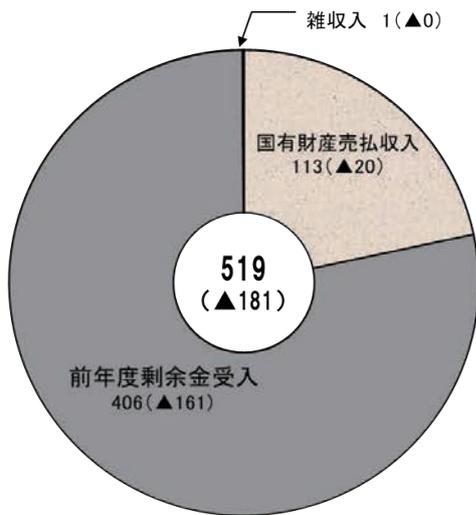


(注) 地方公共団体金融機構の納付金 2,300 億円については、地方の財源不足の補填に充てるために 2,000 億円を、森林環境譲与税の譲与財源に充てるため 300 億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れることとしているため、上記の歳入・歳出に含んでいません。

なお、これを含む歳入・歳出の総額はそれぞれ 7,362 億円です。

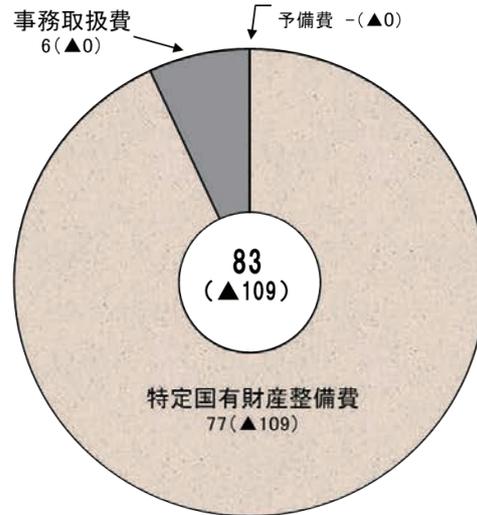
③ 特定国有財産整備勘定

【歳入】



【歳出】

(単位：億円)



(注) 歳入歳出差額が、437 億円ありますが、これは、特定国有財産整備計画の実施により不用となる跡地等の売払収入等（歳入）が新施設の整備費等（歳出）を上回る見込みであることによるものです。

この歳入歳出差額は、「前年度剰余金受入」として翌年度の歳入に繰り入れ、翌年度の歳出に充てることとしています。

○歳入総額、歳出総額、(参考) 歳出純計額

(単位：億円)

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
財政融資資金勘定	258,969 (+19,954)	258,969 (+19,954)	103,197 (▲18,142)
投資勘定	7,362 (▲2,805)	7,362 (▲2,805)	4,757 (+457)
特定国有財産整備勘定	519 (▲181)	83 (▲109)	83 (▲109)
特別会計合計	266,851 (+16,968)	266,414 (+17,040)	108,037 (▲17,794)

○財政融資資金勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
資金運用収入	9,517 (+1,666)	財政融資資金の運用による利子収入見込額
公債金	100,000 (▲20,000)	財政融資資金の貸付財源に充てるため発行する財投債の収入見込額
財政融資資金より受入	148,566 (+40,215)	財投債の償還財源の財政融資資金からの受入見込額(償還期限を迎える財投債の増加に伴う増)
積立金より受入	337 (▲2,173)	「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」附則第2条第1項の規定による積立金からの受入見込額(防衛力強化一般会計へ繰入皆減による減)
雑収入	549 (+247)	公債に係る経過利子の受入見込額等
他勘定より受入	- (▲0)	特別会計法附則第12条の4第1項の規定による投資勘定からの受入見込額
合計	258,969 (+19,954)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
財政融資資金へ繰入	100,000 (▲20,000)	公債金の発行収入金の財政融資資金への繰入れ
事務取扱費	73 (+13)	事務取扱いに要する人件費、事務費等
諸支出金	4,356 (+1,799)	他の特別会計の積立金等の預託金に対する利子の支払等
公債等事務取扱費一般会計へ繰入	0 (+0)	公債(財投債)等の発行及び償還に要する事務取扱費の額に相当する金額の一般会計への繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	154,540 (+40,142)	公債(財投債)償還金及び利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ(償還期限を迎える財投債の増加等に伴う増)
防衛力強化一般会計へ繰入	－ (▲2,000)	「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てるための同法に基づく一般会計への繰入れ
予備費	1 (▲0)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	258,969 (+19,954)	

○投資勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
償還金収入	222 (+92)	貸付金の償還見込額
利子収入	1 (+0)	貸付金の利子収入見込額等
納付金	2,578 (+931)	(株)国際協力銀行及び地方公共団体金融機構等から納付される納付金の受入見込額
配当金収入	2,306 (+47)	政府出資金に対する配当金の収入見込額
出資回収金収入	1,021 (+824)	「株式会社日本政策投資銀行法」(平19法85)等に基づく出資回収金の受入見込額
雑収入	0 (▲0)	職員諸手当返納等の収入見込額
前年度剰余金受入	1,234 (▲4,699)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	7,362 (▲2,805)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
産業投資支出	4,747 (+449)	産業の開発及び貿易の振興のために行う投資
事務取扱費等	9(+8)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
一般会計へ繰入	305 (皆増)	特別会計法に基づく一般会計への繰入れ
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	2,300 (+800)	特別会計法に基づく地方交付税交付金及び森林環境譲与税譲与金の財源に充てるための交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ
地方公共団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入	— (▲0)	特別会計法に基づく運用利殖金に相当する額の財政融資資金勘定への繰入れ
防衛力強化一般会計へ繰入	— (▲4,367)	「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てるための一般会計への繰入れ
予備費	1(—)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	7,362 (▲2,805)	

○特定国有財産整備勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
国有財産売払収入	113 (▲20)	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭32法115)第5条に規定する特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の処分収入見込額(大口の処分財産が減少したことによる減)
雑収入	1(▲0)	特定の国有財産の一時使用料等の収入見込額等
前年度剰余金受入	406 (▲161)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	519(▲181)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
特定国有財産整備費	77 (▲109)	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭32法115)第5条の規定による特定の国有財産の整備(整備事業の進捗に伴う減)
事務取扱費	6(▲0)	事務取扱いに必要な事務費等 特定国有財産の取得及び処分に必要な手数料等
予備費	—(▲0)	
合計	83(▲109)	

② 剰余金

令和5年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
財政融資資金勘定	132,138	131,876	261	—	261	—
投資勘定	11,480	8,144	3,336	3,336	—	—
特定国有財産整備勘定	574	213	360	360	—	—
特別会計合計	144,192	140,233	3,959	3,697	261	—

令和5年度決算における剰余金は、財政投融资特別会計全体で3,959億円です。

＜財政融資資金勘定＞

財政融資資金勘定の令和5年度決算における剰余金は、261億円です。

(剰余金が生じた理由)

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第2条第1項の規定により、当該勘定の健全な運営を確保するために必要となった額を積立金から受け入れたことによるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第58条第1項の規定により、積立金として積み立てました。

＜投資勘定＞

投資勘定の令和5年度決算における剰余金は、3,336億円です。

(剰余金が生じた理由)

前年度剰余金受入などの歳入が予定を上回ったことや、産業投資支出が予定を下回ったことなどによるものです。

これは、令和5年度補正予算において見込まれていた歳入における当初予算額からの上振れ等に伴う歳入歳出差額(1,055億円)に加え、配当金収入のさらなる増(334億円)や、産業投資支出の不用額(1,819億円)及び翌年度繰越額(117億円)が生じたこと等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れました。

＜特定国有財産整備勘定＞

特定国有財産整備勘定の令和5年度決算における剰余金は、360億円です。

(剰余金が生じた理由)

歳出において事務取扱費を要することが少なかったこと(4億円)等によるものです。

なお、特定国有財産整備計画は、新施設整備により不用となる跡地の売払収入をもって新施設を取得することを目的とするものですが、当該計画は複数年度にわたるものであることから、その収支は必ずしも同一年度において均衡するものではありません。各年度予算においては、その収支に不足が見込まれる場合、これを借入金等により補い、また、超過が見込まれる場合には、剰余金として翌年度以降の歳出に充てることとしています。

(剰余金の処理の方法)

将来のPFI割賦金の支払いなどに充てるため、特別会計法附則第67条第3項において読み替えられた特別会計法第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れました。

③ 積立金等

金利変動準備金（財政融資資金勘定）

① 金利変動準備金の残高

（単位：億円）

令和 6 年度末（予定） （令和 6 年度予算）	令和 5 年度末 （令和 5 年度決算処理後）	令和 4 年度末 （令和 4 年度決算処理後）
10,661	10,170	12,494

（注）特別会計法第 58 条第 1 項の規定により積み立てられた積立金の残高は、令和 4 年度末では 1 兆 1,084 億円、令和 5 年度末では 8,507 億円、令和 6 年度末（予定）では 8,484 億円です。なお、積立金は、現金主義に基づく金額であり、金利変動準備金は、企業会計原則に準拠した発生主義に基づく金額です。

② 金利変動準備金の目的

毎会計年度の損益計算上に利益が生じた場合、金利変動準備金として積み立て、将来の金利変動による損失に備えることとされています。

③ 金利変動準備金の上限

金利変動準備金の準備率の上限は、将来大幅な金利変動が生じたとしても財務の健全性を保つことができる水準として設定されています。

その具体的な水準は、平成 19 年度で郵便貯金及び年金に対する預託金の払戻しがほぼ終了し、金利変動リスクが相当程度減少したこと等を勘案し、財政制度等審議会財政投融资分科会における意見を踏まえて検討した結果、平成 20 年度より、従前の総資産の 100/1000 から総資産の 50/1000 に引き下げています。

この準備率の上限を超える部分については、原則として、国債残高の圧縮のために国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。しかし、平成 18 年度以降は、厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として、一般会計及び国債整理基金特別会計への繰り入れを行っています。さらに平成 24 年度から平成 27 年度にかけては、復興債の償還財源として国債整理基金特別会計へ、令和 5 年度には防衛財源として一般会計へ繰り入れられています（P75、76 参照）。

（参考）

投資勘定において、投資財源の不足を補足するための原資を確保する趣旨から、昭和 31 年度に投資財源資金が設置されていますが、平成 21 年度末以降残高はない状況となっています。



財政投融资特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れ

○ 一般会計などへの繰入れ

現行の特別会計法では、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の金利変動準備金の準備率の上限（現行：総資産の50/1000）を超える部分については、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとされています。これは、財政投融资特別会計がストックである積立金を繰入れ対象としたことから、過去のストックである負債の圧縮に充てるため、国債償還財源として国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとしたものです。

国債整理基金特別会計への繰入れ規定のなかった平成 18 年度には、厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として、特例法により、12 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。加えて、平成 20 年度に 4 兆 1,580 億円、平成 21 年度に 7 兆 3,350 億円、平成 22 年度に 4 兆 7,541 億円、平成 23 年度に 1 兆 588 億円を、それぞれ特例法により、一般会計に繰り入れました。なお、平成 23 年度の一般会計への繰入れは、東日本大震災への対応に活用されました。

また、平成 20 年度には、金利変動準備金の準備率の上限の引下げ（100/1000→50/1000）に伴い、特別会計法の規定により、7 兆 1,600 億円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。

○ 復興財源への貢献

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平 23 法 117）の規定により、平成 24 年度から平成 27 年度までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金を復興債の償還財源として、国債整理基金特別会計へ繰り入れられることとされ、平成 24 年度に 9,967 億円、平成 25 年度に 6,967 億円、平成 27 年度に 5,500 億円を繰り入れました。

また、「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を受け、平成 27 年度に財政融資資金勘定から 2,000 億円、平成 28 年度に投資勘定から 2,783 億円、平成 29 年度に投資勘定から 554 億円、平成 30 年度に投資勘定から 634 億円の総額 5,971 億円を一般会計と国債整理基金特別会計に繰り入れました。

■平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定に基づく財政投融资特別会計からの復興財源貢献について

H27	H28	H29	H30	H27～H30 合計
2,000 億円 （融資勘定）	2,783 億円 （投資勘定）	554 億円 （投資勘定）	634 億円 （投資勘定）	5,971 億円

（注）単位未満は四捨五入。

○ 防衛財源への貢献

令和5年度において、「『我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法』（令和5法 69。以下、「防衛財源確保法」という。）に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源」（以下、「防衛財源」という。）を確保するため、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保しつつ最大限の貢献を行う観点から、特別の措置として、同法の規定により同勘定の積立金から2,000億円を一般会計に繰り入れました。

また、投資勘定においても、「特別会計に関する法律」の規定により4,367億円を一般会計に繰り入れました。

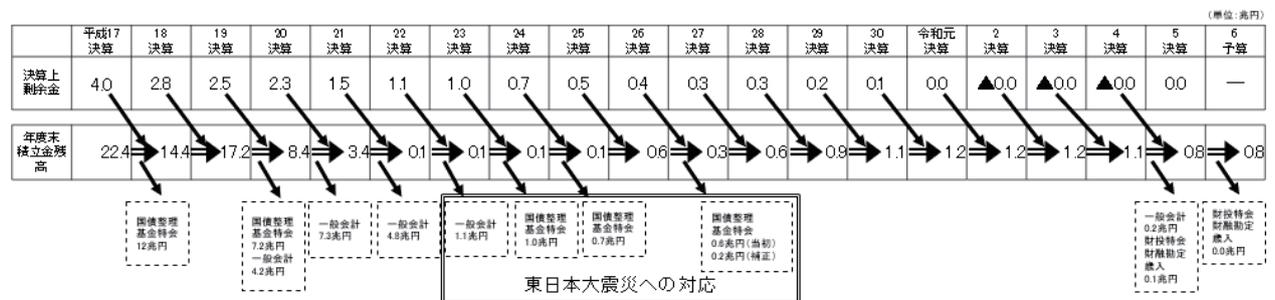
○ 一般会計などへの繰入れと財政投融资特別会計（財政融資資金勘定）の財務の健全性

このように、平成18年度以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動等に対する対応余力が低下しています。

令和2年度から令和4年度にかけて歳入歳出決算上不足が生じ、積立金から補てんする状況にありました。今後数年にわたり当該状況は続く見通しであるため、防衛財源確保法附則第2条により、令和5年度から令和14年度までの間、財政融資資金勘定の健全な運営を確保するため、予算で定めるところにより、積立金から同勘定の歳入に繰り入れることができることとされました。

令和5年度においては、勘定の健全な運営を確保するために積立金から838億円を取り崩し歳入として受け入れた結果、決算剰余金262億円が発生したため、同額を積立金として積み立てました。

今後、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、将来生じうる損失への備えについて、十分留意する必要があります。



（注1）令和6年度については当初予算上の見込みであり、決算上剰余金ではない点に留意。
 （注2）各計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある点に留意。

④ 資産及び負債（令和4年度特別会計財務書類）

財政投融资特別会計財政融資資金勘定貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《3年度》	《4年度》	＜資産の部＞	＜負債の部＞	《4年度》	《3年度》
81,122	66,156	現金・預金	未払金	0	0
713	703	未収収益	未払費用	1,167	1,251
			預り金	17	12
			賞与引当金	2	1
			公債	1,008,790	1,047,416
1,304,215	1,310,058	貸付金	預託金	354,443	324,486
			退職給付引当金	28	29
			他会計繰戻未済金	4	4
			負債合計	1,364,454	1,373,202
0	0	有形固定資産	資産・負債差額	12,500	12,877
29	36	無形固定資産			
1,386,080	1,376,954	資産合計	負債及び資産・負債差額合計	1,376,954	1,386,080

主な資産は、政策金融機関、独立行政法人、地方公共団体や他の特別会計などへ貸し付けている「貸付金」です。

主な負債は、貸付金の財源となる「公債」（財投債）や他の特別会計などからの「預託金」です。

資産・負債差額は、金利変動準備金に本年度利益を加えた額（決算処理後の金利変動準備金）に相当します。

財政投融资特別会計投資勘定貸借対照表 (単位：億円、単位未満切捨)

《3年度》	《4年度》	< 資産の部 >		< 負債の部 >		《4年度》	《3年度》
4,963	6,798	現金・預金		未払金		0	0
(2)	(1)	うち政府預金		賞与引当金		0	0
(4,961)	(6,797)	うち財投預託金		退職給付引当金		0	0
0	0	たな卸資産		負債合計		0	0
0	0	未収収益					
642	571	貸付金					
0	0	無形固定資産					
153,615	163,077	出資金		資産・負債差額		170,447	159,220
159,221	170,447	資産合計		負債及び資産・負債差額合計		170,447	159,221

主な資産は、NTT や (株) 日本政策投資銀行などへの出資金です。

当勘定においては、借入金などの資金調達を行わずに、(株) 国際協力銀行の国庫納付金や NTT 株、JT 株等の配当金などを原資として産業投資 (出資及び貸付け) に充てることとしているため、負債はわずかしか存在しないことから、「資産」≒「資産・負債差額」となっています。

財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定貸借対照表 (単位：億円、単位未満切捨)

《3年度》	《4年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《4年度》	《3年度》
670	503	現金・預金	未払金	415	162
527	523	たな卸資産	その他の債務等	31	74
169	189	仕掛品	一般会計からの	31	74
357	334	販売用不動産	受入不動産見返り		
			負債合計	447	236
0	-	未収金			
1,094	239	その他の債権等	資産・負債差額	819	2,055
1,094	239	一般会計からの未引受不動産			
0	0	有形固定資産			
2,292	1,266	資産合計	負債及び資産・負債差額合計	1,266	2,292

主な資産は旧施設であり、新施設整備終了後一般会計から引き継がれた「販売用不動産」が334億円、引き継ぎ未済の「一般会計からの未引受不動産」が239億円となっています。

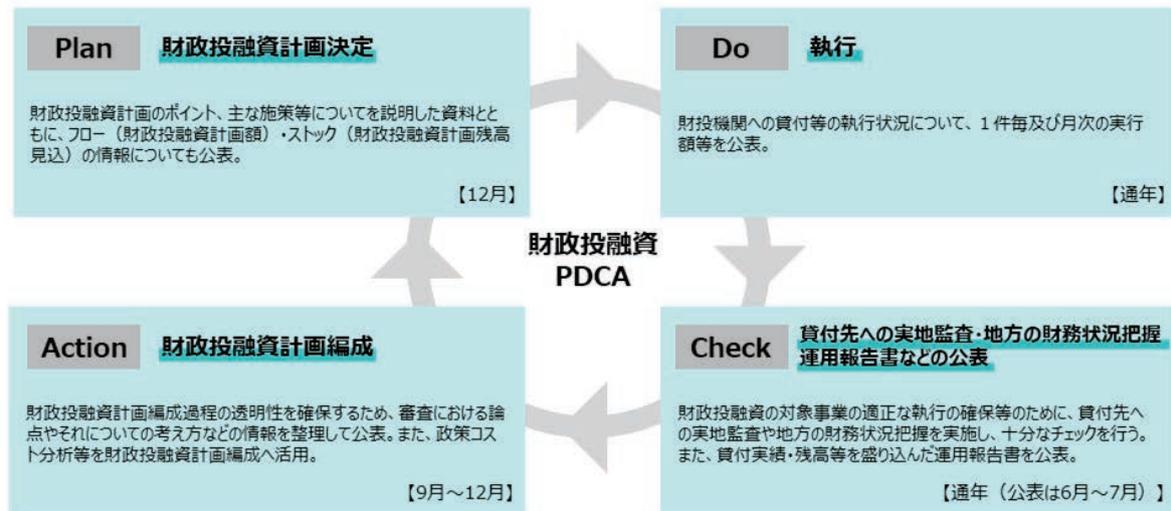
主な負債は、PFI事業により整備した新施設の整備費の未払額である「未払金」です。この「未払金」には、契約済の「国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額」534億円（令和4年度末）のうち完成済PFI事案に係るもののみが計上されています。

資産・負債差額は、旧施設の売払いに際して売払収入がたな卸資産価格（台帳価格）を上回ったことや、上記のとおり「未払金」が施設完成後まで計上されないこと等により発生したものです。このため、4年度末時点では資産が負債を上回る結果となっています。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融资についてもこれに積極的に取り組むこととしています。

具体的には、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持のために、実地監査や地方公共団体の財務状況把握に取り組むことで、財投機関に対するチェック機能の充実に努めています。



財政投融资特別会計についての問い合わせ先

（財政融資資金勘定）

財務省理財局財政投融资総括課 電話番号 03-3581-4111 （内線 5241）

（投資勘定）

財務省理財局財政投融资総括課 電話番号 03-3581-4111 （内線 2587）

（特定国有財産整備勘定）

財務省理財局国有財産調整課 電話番号 03-3581-4111 （内線 69406）